

資料17-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

改正H25.10.1 内閣府告示第228号

救助の種類	内容等	期間	基本額			
避難所の設置	現に被害を受け又は受けるおそれのある者を、一時的に收容する。	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり300円以内			
福祉避難所の設置	高齢者等で特別な配慮を必要とする者を收容する。		上記に加えて特別な配慮のために必要な実費			
応急仮設住宅の設置	住家が全壊（全焼、流失）し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、供与する。	着工～災害発生の日から20日以内 供与～完成の日から2年以内	規格～1戸当たり平均29.7㎡（9坪） 基本額～1戸当たり2,401,000円以内			
福祉仮設住宅の設置	高齢者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とする者に対して設置する。					
集会施設等の設置	同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる					
賃貸住宅の借上げ及び供与	応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに收容することができる。					
炊出しその他による食品の給与	避難所に收容された者等、日常の食事に支障のある者に対し、炊出し等により、一時的に被災者の食生活を保護する。 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に三日分を現物により支給することができる。	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり1,010円以内			
飲料水の供給	現に飲料水（飲料水及び炊事のための水）を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 《別表》	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与等を行う。 被害の実情に応じ、被服寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料において現物で行う。	災害発生の日から10日以内	別表金額の範囲内			
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとの加算
全壊、全焼	夏 17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
流失	冬 28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
半壊、半焼	夏 5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
床上浸水	冬 9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
医療	医療の途を失った者に対し、救護班等により応急処置を行う。 医療は救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。	災害発生の日から14日以内	救護班～実費 病院等～国保診療報酬の額以内			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者に対し、分娩の介助及び前後の処置を行う。	分娩の日から7日以内	救護班～実費 助産師～慣行料金の8割以内			
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費			
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急に修理する。	災害発生の日から1ヶ月以内	1世帯当たり520,000円以内			

※ 夏季は4月1日～9月30日、冬季は、10月1日～3月31日（季別は、災害の日をもって決定）

救助の種類	内容等	期間	基本額
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）、流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	災害発生の日から1ヶ月以内	生業費～1件当たり30,000円 就職支度費～1件当たり15,000円 貸与期間～2年以内（無利子）
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品において現物で給与を行う。	教科書～災害発生の日から1ヶ月以内 その他～災害発生の日から15日以内	教科書～実費 文房具及び通学用品費～ 小学生1人当たり4,100円以内 中学生1人当たり4,400円以内 高校生等1人当たり4,800円以内
埋葬	災害の際に死亡した者に対し、死体の応急的処理を実施する。 原則として、棺又は棺材の現物をもって、棺、埋葬又は火葬、骨つば及び骨箱において行う。	災害発生の日から10日以内	1体当たり 大人201,000円以内 小人160,800円以内
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索する。	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	死亡した者について、死体に関する処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処置、死体の一時保存、検案）を行う。	災害発生の日から10日以内	死体の洗浄、縫合、消毒等 1体当たり3,300円以内 一時保存（既存施設）借上費について通常の実費 一時保存（施設以外）1体当たり5,000円以内 検案（救護班以外）当該地域の慣行料金の額以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内	1世帯当たり133,900円以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の捜索、死体の処理、救済用物資の整理配分において、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。	各々の救助の実施が認められる期間	当該地域における通常の実費
これらの基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（災害救助法施行令第3条第2項）			